


桐生市(群馬県)

(2005年9月5日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年6月13日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：134,298人(高齢化率 ⁽²⁾ 21.0%)	面積 ⁽³⁾ ：274.57k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：31人(法定上限36人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,004人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：45,181,000千円		
うち、地方税14,366,583千円、地方交付税10,228,000千円		
合併特例債発行予定額24,250百万円／同限度額28,680百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業2.9%、第二次産業42.7%、第三次産業54.4%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年6月13日現在。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧桐生市	115,434人	21.4%	137.47k m ²	26人	846人	0.55	83.1%
旧新里村	16,111人	16.3%	35.6k m ²	18人	84人	0.44	74.4%
旧黒保根村	2,753人	32.5%	101.5k m ²	12人	54人	0.18	85.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化、②地方分権推進></p> <p>市町村合併は、究極の行政改革であることを踏まえ、地方分権の推進、少子・高齢化や多様化する住民ニーズへの対応など、新たな課題に的確に対応できる、強い財政基盤と高い行政能力を備えた自治体を作るため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整、②住民の理解></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>合併の方式は、編入合併であるが、合併協議においては、1市2村が対等の立場で議論ができるように留意するとともに、各市村の議会の意向も十分に尊重した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>桐生市長が、桐生広域圏の各構成町村長に対し、広域圏内での合併の必要性を訴え、「首長懇談会」の開催などにより積極的に働きかけを行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
なし	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<p>2002年11月に桐生広域圏（桐生市、大間々町、笠懸町、藪塚本町、新里村、黒保根村、勢多郡東村）での任意合併協議会設立が不調に終わり、2003年7月太田市、尾島町、新田町、藪塚本町による任意合併協議会への中途加入を経て、同年9月桐生市、太田市、尾島町、新田町による東毛合併協議会を設立した。</p> <p>その後他の町村からの参加希望が相次ぐなか、桐生市の競艇事業廃止による補償問題や枠組みのめまぐるしい変化による住民理解を得る時間がないことから、同年11月桐生地域、太田地域がそれぞれ合併し、その後2段階合併を目指すことが合意され、同協議会は休止した。その後再度桐生広域圏市町村で意向確認した結果、新里村、黒保根村とで桐生地域合併協議会を立ち上げ今日に至る。</p> <p>また、2004年12月には、住民発議による桐生市、大間々町、新里村、黒保根村合併協議会が設立されたが、法定期限内での合併申請が難しいことから即日休止することとなった。</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
<p>④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、 ⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致</p>	
(4) 合併の端緒	
<p>2003年12月、前述の東毛地域合併協議会休止後、桐生広域圏構成市町村で意向確認をした結果、新里村、黒保根村は桐生市と行動を共にし、大間々町、笠懸町、勢多郡東村は諸問題の解決のための研究を進めるとし、藪塚本町は太田地域との合併の意向を示した。この時点で1市2村の合併協議が進められることになった。</p>	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年2月1日～2005年6月12日）	
住民発議等	有（直接請求（桐生広域圏内の桐生市、大間々町、笠懸町、藪塚本町、新里村、黒保根村、勢多郡東村での合併協議会設立を求めた民間人）・住民発議）・無
構成メンバー	首長、助役（助役が空席の場合は収入役）、議員各3名、住民各3名、行政事務所長、元桐生広域圏組合議長（桐生市議会議員） 計26名
運営上の工夫	協議方法は、初回は提案のみとし、次回に協議を行った。 住民への情報提供は、約月1回ごとに「合併協議会だより」を発行し、全世帯へ配布した。また、同内容をホームページにも掲載した。

(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)																						
<p>< 協議を行ううえでの工夫 > 合併協議の根幹であることから、1市2村で事前に十分な協議を行い、協議項目の最初一括して行った。また、事前に構成市村の議会を含めた協議を行った。</p>																						
<p>< 協議開始および決定の時期 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年2月</td> <td>04年8月</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> <td>04年2月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年2月	04年2月	04年2月	04年2月	04年2月	合意:	04年2月	04年8月	04年2月	04年2月	04年2月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	04年2月	04年2月	04年2月	04年2月	04年2月																	
合意:	04年2月	04年8月	04年2月	04年2月	04年2月																	
<p>< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 ></p> <p>当初は合併特例法期限内での合併としたが、前述したように最終的な合併の枠組みに不透明なところがあったため、合併特例法の改正に合わせ、新たな町村も途中参加でききるように期日延長を行い、期限内申請、2005年6月13日合併とした。</p>				②期日																		
<p>< 基本項目①「合併の方式」の決定理由 ></p> <p>新設合併と編入合併とを細部にわたり検討した結果、編入合併となった。編入合併の方が、新設合併に比べ事務的な協議を行う上で容易に進むと思われるため。</p>				新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入																		
<p>< 基本項目②「合併の期日」の決定理由 ></p> <p>当初は合併特例法期限内での合併としたが、前述したように最終的な合併の枠組みに不透明なところがあったため、合併特例法の改正に合わせ、新たな町村も途中参加でききるように期日延長を行い、期限内申請、2005年6月13日合併とした。</p>				2005年6月13日合併																		
<p>< 基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由 ></p> <p>決定手続： 編入合併のため、「桐生市」となった。合併協議会において承認された。 選定理由： 合併の方式が編入合併になったため、「桐生市」のままとなった。</p>				公募有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無																		
<p>< 基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点 ></p> <p>桐生市が1市2村では、全てにおいて中心都市であり、物理的にも桐生市役所の他に対応できる施設がない。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規建設																		
<p>< 基本項目⑤「財産の取扱い」 ></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし</p>																						
(8) 新市建設計画 (計画の対象： <input checked="" type="checkbox"/> 全市 or 編入された区域 *編入合併の市のみ)																						
<p>計画の期間： 10ヵ年 理由 桐生市の総合計画の期間が10年であり、また、合併特例債の対象期間も10年であることを勘案し10年間とした。</p>																						
<p>< 策定に当たっての工夫 ></p> <p>3市村の「総合計画」や「新市まちづくり構想案」等を踏まえて、合併協議会に「新市建設計画策定小委員会」を組織して作成した。</p>																						
<p>< 関係市町村間での調整が難航した項目 ></p> <p>特になし</p>																						

<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の均衡した発展を目指すため、地域ごとに 20 事業を上げてもらい、その中から吟味の上、新市建設計画に登載した。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 1市2村の基本構想、総合計画を踏襲し、それらを具現化するため、引き続き主な施策に登載した。また、桐生、新里、黒保根の地域別のまちづくりの方向を示した</p>				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	55,084	45,745	41,881	40,648
地方税	16,106(29.2)	14,109(30.8)	13,803(33.0)	13,444(33.1)
地方交付税	13,949(25.3)	10,455(22.9)	9,850(23.5)	9,863(24.3)
歳出合計	51,792	45,745	41,881	40,648
人件費	10,235(19.8)	9,541(20.9)	8,983(21.4)	8,931(22.0)
(参考：一般職員数)	(984人)	—	—	—
公債費	4,404(8.5)	4,146(9.1)	5,099(12.2)	5,995(14.7)
普通建設事業費	10,547(20.4)	5,533(12.1)	3,696(8.8)	3,753(9.2)
<p>(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等</p>				
<p>新たな設定・変更等は行っていない</p>				
<p>(10) 住民への情報提供等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（43号。配布方法：行政協力委員による毎戸配布） ・住民説明会の開催（延べ6回開催、延べ723人参加） ・HPの開設（2002年4月開設、月1回定期更新、アクセス数 不明） ・その他（具体的に：市長出前講座 81回 延べ7,853人） 				
<p>(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施</p>				
<p>(名称)：市町村合併市民アンケート (時期)：2003年2月5日～2月18日 (対象者)：市民 3,000人 (方法)：アンケート方式（郵送）</p>				
<p>(名称)：市町村合併市民アンケート (時期)：2003年7月15日～7月25日 (対象者)：全世帯 (方法)：アンケート方式（郵送）</p>				
<p>(12) 都道府県からの支援</p>				
<p>財政支援：桐生地域合併協議会支援補助金 240万円（補助率1/2）1回限り 人的支援：要望しなかった。</p>				
<p>(13) 外部コンサルタントへの委託：<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・無</p>				
委託費	2,625千円			
委託内容	新市の例規作成にあたり、「例規原案調書の作成」「例規原案作成」「例規データの納品」を専門業者へ委託した。			

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 5 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 10 ヶ月)) ・ 無
その理由	合併による旧 2 村の激変緩和を考慮するとともに、合併後の市政の適正な運営を確保し、新市建設計画の進行状況を監視する必要があるため。桐生市議会議員の任期である 2007 年 5 月 1 日までは在任特例を適用し、次の選挙では、桐生選挙区定数 26 人の他に新里選挙区定数 4 人、黒保根選挙区定数 1 人とする定数特例を設けた。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	合併期日から任期満了まで期間が約 1 ヶ月と短いことから在任特例を適用した。 桐生市の農業委員会委員の任期である 2005 年 7 月 19 日まで在任特例を適用した。
(3) 三役	
旧桐生市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧新里村	村長は新市の理事、助役は退職。(収入役は不在)
旧黒保根村	村長は新市の理事、収入役は退職。(助役は不在)
(4) 一般職	
定員管理	合併に伴う計画はないが、旧桐生市で 2005 年度から 2014 年度の間 に 350 人程度を削減する方針を 2005 年 2 月に出している。
給与の調整	現給の保障
役職の調整	旧桐生市の例により調整した。
(5) 組織・機構の整備方法 (旧村の役場を支所として、従来の課を再編統合した。)	
<p>住民生活に関わることは、基本的に全ての処理が支所内で完結できるようにした。</p> <p>新里支所 支所長⇒総務、税務、市民生活、地域振興、地域整備、広域温水プール、新里水道の 6 課 (従前は総務、企画、振興、税務、保健福祉、保健文化センター、住民、産業、建設、下水道、広域温水プール、出納、水道、議会の 14 課室)</p> <p>黒保根支所 支所長⇒総務、市民生活、地域振興整備の 3 課 (従前は総務、企画、税務、民生、産業、建設、出納、議会の 8 課室) 教育委員会は除く</p>	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
特になし	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (合併市町村全て)
その理由	合併をすると行政区域の拡大により住民と行政との距離が大きくなり、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという合併の阻害要因を取り除き、新市の施策に関して新市の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べるができるようにするため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税	旧桐生市 所得割 14.7% 均等割 制限税率 旧新里村・旧黒保根村 所得割 12.3% 均等割 標準税率	不均一課税 2011年度から統一
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道 桐生市の例による 下水道 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	水道料金については、桐生市の例により調整する。（ただし、旧新里村のφ20mmφ25mmについては新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。）	
下水道料金	使用料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	3市村とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧桐生市 8.2% 旧新里村 7.9% 旧黒保根村 5.53%	2006年度から均一課税とし、新たな制度等を創設する。
資産割	旧桐生市 47% 旧新里村 53% 旧黒保根村 75%	2006年度から均一課税とし、新たな制度等を創設する。
均等割	旧桐生市 21,000円 旧新里村 23,000円 旧黒保根村 16,000円	2006年度から均一課税とし、新たな制度等を創設する。
平等割	旧桐生市 20,000円 旧新里村 29,000円 旧黒保根村 24,000円	2006年度から均一課税とし、新たな制度等を創設する。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧桐生市 3,050円 旧新里村 2,650円 旧黒保根村 2,500円	2006年度からの第3期運営期間から統一する。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	基幹システム統合の委託先会社の計画に沿って、電算分科会を中心として、各専門部会⇒分科会⇒ワーキンググループによる統合作業を進めていった。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>個々の市村で実施してきた保健福祉や環境など広域的な諸課題をはじめ、土地利用や産業配置など各種行政施策についての一体的効率的な対応を可能とするため</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>3市村では、少子高齢化の進展が著しく、少子化対策としての産みやすくて育てやすい環境づくりや、高齢者への福祉サービスの充実などがますます大きな課題となっており、行財政基盤の強化と現有職員の有効活用を図る。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>地方分権の受け皿となり、地域住民と協働して地域の創意工夫による行政運営をより効果的に推進するため、市町村合併によるスケールメリットを最大限に追求し、行財政基盤を強化するとともに自治能力を向上させる必要がある。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>旧新里村及び旧黒保根村役場を新市の支所とし、住民生活に関わりのある事柄については、基本的にすべて支所内で完結できるようにした。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>支所内に常勤の特別職の理事(旧2村の村長を任命)を設置し、激変緩和を行うとともに、支所内の政策的な責任者とした。また、地域審議会をそれぞれ設置し、住民の声を行政に反映しやすい環境を整備した。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>各地域の事業は現行のまま存続させることとし、予算面においても、支所のできる業務については、支所で行うことを基本に予算配当を行い、各地域の特徴を生かせるような体制にした。</p>	
(5) 残された課題	
<p>3市村で作成した新市建設計画を基にして、新市の一体性の確立を第一に考え、個々の施策を実施し、伝統、文化、産業、自然を活かした元気で活力あるまちづくりを推進し、合併の効果を住民の目に見える形で明らかにする。</p>	